渡航情報（危険情報）に関するご案内

2017.1.24 更新 （国名は 50 音順） ウクライナ、ウズベキスタン、ジョージア（グルジア）、中国、ロシア

ウクライナについての海外安全情報（危険情報）の発出 （2014/07/02）

●クリミア自治共和国およびセバストーポリ：「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）（継続）
●ドネツク州，ルハンスク州：「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（引き上げ）
●ハルキフ州：「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」（継続）
●上記地域を除く全土：「レベル１：十分注意してください。」（継続）

１．概況

ウクライナでは，2013 年 11 月に欧州連合（EU）との連合協定署名に向けた準備プロセスが一時停止されたことに対し，首都キエフの独立広場を中心にデモ抗議活動が行われ，多数の負傷者が発生する事態となりました。

また，暫定政府と武装勢力の対立が深まる中で，3 月にロシアがクリミア自治共和国およびセバストーポリを一方的に自国に編入しました。さらに，東部のドネツク州，ハルキウ州，ルハンスク州では，武装勢力が行政庁舎等を占拠するなどデモ活動を激化させ，ドネツク州で一時「ドネツク人民共和国」樹立を宣言，ハルキフ州でも独立を宣言し，これに対しウクライナ政府が「反テロ作戦」を開始し武装勢力の排除に乗り出すなど，不安定な情勢にあります。

こうした状況において，5 月 25 日，大統領選挙が実施され，6 月 7 日にポロシェンコ大統領が就任しました。同大統領は 6 月 27 日に EU との連合協定の署名を実現し，東部の分離派武装勢力との関係では，同月 20 日から一時的停戦が合意されていましたが，停戦期限の 30 日以降停戦を延長せず，ウクライナ政府側による「反テロ作戦」が再開されています。

２．地域情勢

（1）クリミア自治共和国およびセバストーポリ：「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）（継続）

今回の政変を受けて，ロシア系住民が多く住む同国南部のクリミア自治共和国のシンフェローポリでは，ウクライナの領土の一体性を支持する住民と武装勢力の間で対立が高まり， 3 月 11 日には，クリミア自治共和国議会及びセバストーポリ市議会が独立宣言を採択し，16 日に実施された「住民投票」では 95.7 パーセントが賛成したとされ，独立に関する決議が採択されました。

これらの動きを受け，ロシアはクリミアを独立国家として承認，その後，ロシアへ一方的に編入するなど，国際法に違反する情勢変化が起きています。

こうしたロシア側の動きに対してウクライナ暫定政府は反発し，また，米国をはじめとする西側関係国も懸念を示し，ロシアによる編入を認めないとしているなど、クリミア自治共和国およびセバストーポリをめぐる状況は流動的です。

現在，クリミア半島内においてはウクライナ政府の統治が十分行き届いておらず，渡航者が同地域で何らかの不測の事態に巻き込まれても，在ウクライナ日本国大使館による邦人援護業務は極めて困難な状況です。さらに，状況によっては今後道路や空港が完全に閉鎖されるなど，移動手段が大きく制限される可能性もあります。

つきましては，クリミア自治共和国およびセバストーポリについて危険情報「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）の発出を継続しますので，同地域への渡航に関しては、目的を問わず渡航を止めてください。また、既に同地域に滞在している方は、報道機関関係者を含め，事情が許す限り早期の退避を検討してください。

なお，クリミア自治共和国およびセバストーポリにおける取材について，報道各社等に向けて注意喚起を出しています。フリーの報道関係者を含め別紙を踏まえ，クリミア自治共和国およびセバストーポリへの渡航を自粛してください。

(2)ドネツク州，ルハンスク州:「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」(引き上げ)

ウクライナ東部のドネツク州及びルハンスク州では，4 月以降，武装勢力による各州行政庁舎等の占拠や，「人民共和国」樹立宣言が相次いだほか，保安庁や警察署が襲撃されるなど，過激な活動が広がっています。

こうした武装勢力の動きに対しウクライナ暫定政権は「反テロ作戦」を実施，スロヴヤンスク市やクラマトルスク市などで武装勢力及び治安機関の双方に死傷者が出る事態となっていましたが，6 月 20 日，新しく大統領に選出されたポロシェンコ大統領が 27 日までの一時的停戦を行うことを発表するとともに平和計画を公表し，武装勢力側も一時的停戦に同意しました。

その後，30 日までの停戦延長が合意されたものの，武装勢力側が歩みよりを見せなかったこともあり，延長期限の 30 日にポロシェンコ大統領は停戦を延長せず，政府側による「反テロ作戦」が再開されています。

また，国連難民高等弁務官事務所によれば，ドネツク州，ルハンスク州をはじめとするウクライナ全土で 5 万人以上が国内避難民となっており，2014 年に入ってからは国外へも避難しているとの情報もあります。

つきましては，ドネツク州及びルハンスク州についての危険情報を「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」から「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」に引き上げますので，渡航・滞在を予定している方は，報道機関関係者を含め，どのような目的であれ，渡航を止めてください。

なお，ドネツク州，ルハンスク州での取材については，危険情報「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」の発出を受けて，4 月 25 日付で既に注意喚起を行っていますが(http://www.anzen.mofa.go.jp/attached2/attached_ukraine20140425.pdf)，今般危険情報を「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」から「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」に引き上げることを踏まえ，ドネツク州及びルハンスク州での取材は，当面控えるよう改めて強くお願いします。

(3)ハルキフ州:「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」(継続)

ウクライナ東部のハルキフ州でも，4 月以降，武装勢力による各州行政庁舎等の占拠などが相次いだほか，保安庁や警察署が襲撃されるなどの事態が発生しています。

これらに対するウクライナ暫定政府の「反テロ作戦」により，武装勢力及び治安機関の双方に死傷者が出ている模様であり，引き続き事態の推移を注視する必要があります。

つきましては，ハルキフ州についての危険情報「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」を継続しますので，渡航・滞在を予定している方は，報道機関関係者を含め，不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には，最新情報の入手に努め，十分な安全対策を講じるとともに，衝突現場となっている行政庁舎等の施設周辺には決して近寄らない，不要不急の外出は控えるなど，自らの安全を確保してください。

(4)上記地域を除く全土:「レベル1:十分注意してください。」(継続)

キエフ市内における衝突が沈静化した後の情勢の展望は依然不透明であり，ポロシェンコ新大統領就任後の情勢を注視する必要がありますが，状況次第では再度衝突が発生する可能性も排除されません。また特に，東部ドニプロペトロフスク州及び南部ミコライフ州，ザポロージェ州及びオデッサ州では武装勢力によるデモや衝突が発生している模様であり，新政権の治安対応や「反テロ作戦」の動向によっては，政変における混乱の中，今後，ウクライナ政府の統治が相対的に低下することなどにより，国内の治安が悪化するなど，不測の事態が発生する可能性も否定できません。

つきましては，上記(1)から(3)の地域を除くウクライナ全土について危険情報「レベル1:十分注意してください。」の発出を継続しますので，渡航・滞在を予定している方，及び，既に滞在中の方は，報道機関関係者を含め、危険を避けていただくため特別な注意が必要です。各種報道等から最新の情報を入手するとともに，衝突の現場となっている政府庁舎などの施設周辺には近寄らず，また，多数の人々が集まっているような場所には興味本位で近づいたりせず，速やかに安全な場所へ移動するなど，不測の事態に巻き込まれないよう十分注意してください。

3. 滞在に当たっての注意

(1)現地に 3 か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在ウクライナ日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はウクライナを去る(一時的な旅行を除く)ときは、必ずその旨を届け出てください。なお、在留届の届出は、在留届電子届出システム(ORR ネット、http://www.ezairyu.mofa.go.jp/)による登録をお勧めします。また、郵送、ファックスによっても届出を行うことができますので、在ウクライナ日本国大使館まで送付してください。

(2)また, 在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方(海外旅行者・出張者など)についても, 現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして, 2014 年 7 月 1 日より, 外務省海外旅行登録(「たびレジ」)の運用を開始しています(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)。登録された方は, 滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール, また, いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能ですので, ぜひ活用してください。

4. 隣国のロシア, ベラルーシ, モルドバにも危険情報が発出されていますので, 御参照ください。

＝＝＝

ウクライナ:ウクライナ東部における治安情勢の悪化に伴う注意喚起

2015 年 01 月 28 日

1 1 月 24 日, ウクライナ東部のマリウポリ市に対する砲撃により, 多数の一般市民の死傷者が出ました。また, ルハンスク市, デバリツェヴェ市及びドネツク市周辺においても衝突が続いており, 現地の治安情勢は悪化しています。

2 分離派武装勢力の「ドネツク人民共和国」の首長を自称するザハルチェンコは, ドネツク州の(西の)州境に達するまで侵攻を続ける旨発言しており, ウクライナ東部における治安情勢の更なる悪化と他地域への影響の可能性も排除されません。

3 ドネツク州及びルハンスク州については, 危険情報「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出し, 両州への渡航はどのような目的であれ当面控えるようお勧めしているところですが, 改めて, 注意喚起します。また, 同地域に既に滞在中の方は, 報道等により最新情報の入手に努めるとともに, 滞在日数を切り上げる, 不要不急の外出は控える, 特に戦闘が起きている地域や武装勢力の支配地域には絶対に近付かないなど自らの安全確保に努めるようにしてください。また, その他の地域においても, 大衆が集まって騒いでいる場に遭遇した場合は速やかにその場から離れ安全な場所へ移動する, 常に周囲の状況に十分注意を払うなど, 不測の事態に巻き込まれないよう, 十分な安全対策を講じるようにしてください。

4 ウクライナについては, 別途危険情報
(http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T075#ad-image-0)が発出されていますので, あわせてご参照ください。

なお, ドネツク州, ハルキウ州, ルハンスク州を含むウクライナ東部 3 州での取材について, 報道各社に向けても注意喚起を出していますので, フリーの報道関係者を含め別紙(http://www.anzen.mofa.go.jp/attached2/attached_ukraine20140425.pdf)を参照してください。

＝＝＝

ウクライナ:ドネツク州における治安情勢の悪化に伴う注意喚起

2014 年 05 月 27 日

1 ウクライナでは, ロシアによるクリミアの一方的な領土編入や, ドネツク州及びルハンスク州における州の独立を問う「住民投票」の実施のほか, 東部 3 州やオデッサにおける親ロシア派と政府治安部隊や統一支持グループとの衝突による死傷者の発生等, 引き続き予断を許さない情勢にあります。

2 こうした中，5 月 25 日の大統領選挙後の 26 日から 27 日にかけて，親ロシア派武装集団により一時ドネツク国際空港が占拠されました。また，報道によれば，ドネツク市内の鉄道駅でも親ロシア派武装集団と政府治安部隊との間で銃撃戦が発生し，一般市民にも死傷者が出ている模様です。これらの他にもドネツク州各地ではウクライナ政府による治安維持のための活動が行われているものの，親ロシア派武装集団の反撃もあって，多数の死傷者が出ている模様です。今後，ウクライナ政府による親ロシア派武装集団に対する治安維持のための活動が実施される中で，治安情勢等が更に悪化する可能性も排除されません。

3 つきましては，ウクライナ，特にドネツク州に渡航・滞在を予定している方は，報道機関関係者も含め，ドネツク国際空港周辺やドネツク市内の鉄道駅での銃撃事案等も十分考慮した上で，不要不急の渡航は控えるようお勧めいたします。既に滞在中の方は，報道機関関係者も含め，報道等より最新情報の入手に努めるとともに，滞在日数を切り上げる，不要不急の外出は控え，外出する場合も，特に「反テロ作戦」が実施されている場所や親ロシア派が占拠している施設の周辺には絶対に近付かない，大勢が騒いでいる場面に遭遇した場合は速やかにその場から離れ安全な場所へ移動する，常に周囲の状況に十分注意を払うなど，不測の事態に巻き込まれないよう，十分な安全対策を講じるようにしてください。

4 ウクライナについては，別途危険情報（http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T025 ）が発出されていますので，あわせてご参照ください。
なお，ドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州を含むウクライナ東部での取材について，報道各社に向けて注意喚起を出しています。フリーの報道関係者を含め別紙（http://www.anzen.mofa.go.jp/attached2/attached_ukraine20140425.pdf ）を踏まえ，ウクライナ東部への不要不急の渡航は控えるようお願いいたします。

＝＝＝

ウクライナ：大統領選挙の実施等に伴う注意喚起

2014 年 05 月 19 日

1 ウクライナでは，ロシアによるクリミアの一方的な領土編入や，ドネツク州及びルハンスク州における州の独立を問う「住民投票」の実施のほか，ドネツク州における OSCE 監視団の拘束事案，東部 3 州やオデッサにおける親ロシア派と暫定政府軍や統一支持グループとの衝突による死傷者の発生等，引き続き予断を許さない情勢にあります。

2 このような状況の中，5 月 25 日（日）には大統領選挙が予定されており，政治的緊張が更に高まることも予想されます。これまでのところ具体的な脅威情報はないものの，同選挙の実施を妨害すること等を目的として，首都キエフやウクライナ各地の政府庁舎や外交団施設等の公的機関を標的とする事案が発生する可能性も排除されません。また，同選挙実施前後の政治情勢や治安情勢にも十分注意する必要があります。

3 つきましては，首都キエフを含めウクライナに渡航・滞在を予定している方，及び既に滞在中の方は，報道等より最新情報の入手に努めるとともに，投票所や衝突現場となっている行政庁舎や広場等の周辺には絶対に近付かない，ウクライナ政府関係機関や諸外国公館などの公的機関には不要不急の用件がない限り近付かない，大勢が騒いでいる場面に遭遇した場合は速やかにその場から離れ安全な場所へ移動する，常に周囲の状況に十分注意を払うなど，不測の事態に巻き込まれないよう，十分な安全対策を講じるようにしてください。

4 ウクライナについては，別途危険情報（http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T025 ）が発出されていますので，あわせてご参照ください。

＝＝＝

ウクライナ：抗議デモ・集会の実施等に関する注意喚起（その8）

2014 年 05 月 08 日

1　ウクライナ東部ドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州の東部 3 州では，複数の都市において親ロシア派が行政庁舎等の占拠を続けるなど，事態の沈静化は見られず，情勢は緊張を増しています。また，ドネツク州のスロヴヤンスク市，クラマトルスク市，コスチャンティニフカ市及び周辺地域では，ウクライナ政府による「対テロ作戦」により親ロシア派及び治安部隊双方のほか，報道によれば，一般市民にも死傷者が出ています。
　こうした混乱の中，ドネツク州スロヴヤンスク市において，複数の外国人ジャーナリストが親ロシア派とみられる活動家により拘束される事案も発生しています。

2　親ロシア派によるデモは東部 3 州だけではなく，ウクライナ南部でも行われています。オデッサ市では 5 月 2 日，親ロシア派と統一支持派が市内中心部で衝突し数名が死亡したほか，衝突を引き金に発生した火炎瓶の投下による労働組合ビルの火災で 40 数名が死亡するなど，衝突が大規模化・過激化してきています。

3　ウクライナ東部諸州の行政庁舎等を占拠している親ロシア派は，5 月 11 日に州の独立を問う住民投票を実施すると宣言しており，同住民投票に向け，親ロシア派と住民投票を認めないウクライナ暫定政権及び統一支持派との衝突が再発，激化する可能性があります。

4　さらに，5 月 9 日（金）のロシアの対独戦勝記念日に親ロシア派が多くの挑発行為を計画しているとの報道もあり，大規模な衝突や過激な行動の可能性が排除されません。

5　つきましては，ドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州に渡航・滞在を予定している方は，不要不急の渡航は避け，ご自身の渡航目的の緊急性，とりうる安全対策等に応じて検討を行った上で判断するようにしてください。これら 3 州を含めウクライナ東部・南部諸州は，やむを得ない理由で渡航・滞在する方は，報道機関関係者も含め，外国人の拘束事案を含む情勢に留意し，最新情報の入手に努め，衝突現場となっている行政庁舎等の施設周辺には決して近寄らない，大勢が騒いでいる場面に遭遇した場合は速やかにその場から離れ安全な場所へ移動するなど，十分な安全対策を講じるようにしてください。

6　ウクライナについては，別途危険情報（http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T025 ）が発出されていますので，あわせてご参照ください。
＝＝＝
ウクライナ：抗議デモ・集会の実施等に関する注意喚起（その7）
2014 年 04 月 25 日

1　ウクライナ東部ドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州では，複数の都市において親ロシア派が行政庁舎等を占拠するなど，デモ活動を激化させており，これに対してウクライナ政府が，4 月 15 日以降「対テロ作戦」を実施して強制排除に着手し，親ロシア派及び治安部隊双方に死傷者が出たことが報じられています。緊張緩和と武装解除に向けた対応に合意したジュネーブ宣言（17 日）後も，欧州安保協力機構（OSCE）による監視が行われているにもかかわらず，事態の沈静化は見られず，ウクライナ東部における情勢は緊張を増しています。こうした混乱の中，ドネツク州スロヴャンスクにおいて，複数の外国人ジャーナリストが親ロシア派とみられる活動家により拘束される事案も発生しています。

2　つきましては，ウクライナ東部・南部諸州，特にドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州に渡航・滞在を予定している方は，渡航の是非を十分検討し，不要不急の渡航は避けるようにしてください。やむを得ない理由で渡航・滞在する方は，報道機関関係者も含め，外国人の拘束事案を含む情勢に留意し，最新情報の入手に努め，衝突現場となっている行政庁舎等の施設周辺には決して近寄らない，大勢が騒いでいる場面に遭遇した場合は速やかにその場から離れ安全な場所へ移動するなど，十分な安全対策を講じるようにしてください。

3　ウクライナについては，別途危険情報（http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T025　）が発出されていますので，あわせてご参照ください。

＝＝＝

ウクライナ：抗議デモ・集会の実施等に関する注意喚起（その6）

2014 年 04 月 09 日

1　ウクライナでは，2013 年 11 月に欧州連合（EU）との連合協定署名に向けた準備プロセスが一時停止されて以降，首都キエフの独立広場を中心にデモ隊と治安当局との衝突が発生しました。また，同国南部のクリミア自治共和国及びセバストーポリ市については，3 月，ロシアが独立を承認し，自国に編入するなど，国際法に違反する情勢変化がありました。

2　こうした動きの中，ウクライナ東部・南部諸州においても親ロシア派によるデモ活動が行われ，死傷者も出ています。

特に，ドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州では，親ロシア派が行政庁舎等を占拠するなど，デモ活動を激化させており，4 月 7 日には，ドネツク州で親ロシア派が行政庁舎を占拠し，一時「ドネツク人民共和国」樹立を宣言，ハルキフ州でも親ロシア派が独立を宣言するなど，情勢は一層不安定になっています。

3　つきましては，ウクライナ東部・南部諸州，特にドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州に渡航・滞在を予定している方，及び，既に滞在中の方は，報道機関関係者も含め，各種関連報道等を通じ最新情報の入手に努め，同地域への渡航・滞在日程を変更することも含めて慎重に検討を行うとともに，現地では抗議デモや政府庁舎などのデモの対象となる施設には近寄らず，また，大勢が騒いでいる場面に遭遇した場合は速やかにその場から離れ安全な場所へ移動するなど，不測の事態に巻き込まれないよう十分ご注意ください。

4　ウクライナについては，別途危険情報（http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T025　）が発出されていますので，あわせてご参照ください。

特に，クリミア自治共和国およびセバストーポリについては，危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）が発出されていることに加え，シンフェローポリ国際空港への航空機乗り入れが制限され，同空港とキエフやイスタンブールを結ぶ航空便がキャンセルになるなど，クリミア半島からの移動手段にも影響が出ていますので，同地域への渡航に関しては、目的を問わず渡航を延期するようお勧めします。また、既に同地域に滞在している方は、報道機関関係者を含め，事情が許す限り早期の退避を検討してください。

また，報道各社等に向けてクリミア半島での取材に際する注意喚起（別紙：http://www.anzen.mofa.go.jp/attached2/attached_ukraine20140304.pdf　）を発出していますので，フリージャーナリストも含め日本人報道関係者のクリミア半島への渡航・滞在を見合わせるよう，強くお願いします。

＝＝＝

ウクライナ：抗議デモ・集会の実施等に関する注意喚起（その5）

2014 年 03 月 14 日

1．ウクライナでは，2013 年 11 月に欧州連合（EU）との連合協定署名に向けた準備プロセスが一時停止されて以降，首都キエフの独立広場を中心にデモ隊と治安当局との衝突が続いていましたが，2 月 27 日には野党の党会派長を首班とする新内閣閣僚候補が最高会議（国会）で承認されました。

2．こうした動きの中，ロシア系住民が多く住む同国南部のクリミア半島では，ウクライナの領土の一体性を支持する住民と親ロシア派住民の間で対立が高まり，衝突も起きています。3 月 11 日にはクリミア自治共和国議会及びセバストーポリ市議会が独立宣言を採択し，16 日には同自

治共和国と同市のロシアへの編入の是非に関する住民投票が予定されているなど，クリミア半島情勢についての見通しは不透明さを増しています。また，シンフェローポリ国際空港への航空機乗り入れが制限され，キエフやイスタンブールとシンフェローポリを結ぶ航空便がキャンセルになった旨報じられるなど，クリミア半島からの移動手段にも影響が出ている模様です。

3．また，ドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州をはじめとする同国東部・南部諸州においても現在の暫定政権を支持する住民及び親ロシア派双方によるデモや衝突が発生し，13 日にはドネツクで死傷者もでるなど，緊張が高まっています。

4．つきましては，クリミア自治共和国およびセバストーポリについて危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）が発出されていますので，同地域への渡航に関しては、目的を問わず渡航を延期するようお勧めします。また、既に同地域に滞在している方は、報道機関関係者を含め，事情が許す限り早期の退避を検討してください。
また，ドネツク州，ハルキフ州，ルハンスク州をはじめとする東部・南部諸州に渡航・滞在を予定している方，及び，既に滞在中の方は，報道機関関係者も含め，各種関連報道等を通じ最新情報の入手に努めるとともに，抗議デモや政府庁舎などのデモの対象となる施設には近寄らず，また，大勢が騒いでいる場面に遭遇した場合は速やかにその場から離れ安全な場所へ移動するなど，不測の事態に巻き込まれないよう十分ご注意ください。

5．ウクライナについては，別途危険情報
（http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T025 ）が発出されていますので，あわせてご参照ください。
なお，クリミア自治共和国およびセバストーポリにおける取材について，報道各社等に向けて注意喚起を出しています。フリーの報道関係者を含め別紙（http://www.anzen.mofa.go.jp/attached2/attached_ukraine20140304.pdf ）を踏まえ，クリミア自治共和国およびセバストーポリへの渡航を自粛してください。

（問い合わせ窓口）
○　外務省領事サービスセンター
　住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1
　電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902，2903

（外務省関連課室連絡先）
○　外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）
　電話：（代表）03-3580-3311（内線）5140
○　外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）
　電話：（代表）03-3580-3311（内線）3100
○　外務省海外安全ホームページ
　http://www.anzen.mofa.go.jp
　http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp （携帯版）

（現地公館連絡先）
○在ウクライナ日本国大使館
　住所：4, Muzeiny Lane, Kyiv, 01901, Ukraine
　電話：044-490-5500
　国外からは（国番号 380)441-490-5500

ファックス:044-490-5502

国外からは(国番号 380)44-490-5502

ホームページ:http://www.ua.emb-japan.go.jp/jpn/index.html

ウズベキスタン：カリモフ大統領死去後の政情不安定化の可能性に関する注意喚起（2016 年 09 月 07 日）

【ポイント】大統領死去に伴う政情不安定化の可能性に注意

（内容）

1　9月2日，カリモフ・ウズベキスタン大統領が死去したとの発表がありました。

2　現在のところウズベキスタン国内の治安が悪化しているとの情報はありませんが，今後の政情によっては反政府勢力による各種デモや，大統領の死去をきっかけに，隣国アフガニスタン北部において近年活動を活性化させているタリバンやIMU（ウズベキスタン・イスラーム運動）等のイスラム過激派組織がウズベキスタン国境付近に対する攻撃を仕掛けたり，ISIL（イラク・レバントのイスラム国）等の過激思想に影響を受けた者がウズベキスタン国内において何らかのテロを起こす可能性も排除できませんので，十分に注意を払う必要があります。

3　ついては，ウズベキスタンに渡航・滞在を予定される方は，以下の事項についてご留意の上，自らの安全確保に努めてください。

（1）最新の治安情報を確認する。

（2）もしデモ隊を見た場合は，すぐにその場から離れる。

（3）テロの標的となりやすい場所（政府・警察関連施設，公共交通機関，観光施設，ショッピングセンターや市場など不特定多数が集まる場所）に長時間滞在しない。また外国人が集まるレストランの利用はできるだけ控える。

（4）地方へ出張や旅行する場合には，大使館等からお知らせする内容をご確認いただき，可能な限り当地の状況に詳しい信頼できるガイドや通訳等を手配し，ガイド・通訳等やウズベキスタン側の受け入れ関係機関等と連絡を取り合い，安全確認を十分に行う。

4　ウズベキスタンには別途，危険情報が発出されていますので，同情報もご確認ください。

＝＝＝

ウズベキスタンについての海外安全情報（危険情報）の発出（2015/03/17）

●フェルガナ，ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯（キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む）

：「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（継続）

●アフガニスタンとの国境周辺

：「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」（継続）

●上記を除く地域（首都タシケント市を含む）

：「レベル1：十分注意してください。」（継続）

1．概況

（1）タジキスタン及びキルギスとの国境付近では，テロ組織や反政府組織等に対する対策の一環として，ウズベキスタン政府が多数の地雷を埋設した経緯があり，今もその一部が残されているといわれており，これらの地域に立ち入ることは非常に危険です。

（2）ウズベキスタンでは，漸進的市場経済化を目指す政府による各種経済対策の取組が行われつつある一方で，近年の出稼ぎ労働者の失業・帰国等に伴う雇用不足や生活物資・公共料金の値上げなどにより経済的な不満が高まりつつあります。こうした状況を背景とした犯罪の増加や騒擾事件の発生や，こうした経済的困窮を背景とした不平分子が国際テロ組織と結びついたテロ事件などの発生が懸念されます。

（3）シリアにおいて日本人が殺害されるテロ事件をはじめ，ISIL（イラク・レバントのイスラム国）等のイスラム過激派組織又はこれらの主張に影響を受けているとみられる者によるテロが世界各地で発生していることを踏まえれば，日本人，日本権益がテロを含む様々な事件に巻き込ま

れる危険があります。このような情勢を十分に認識し，誘拐，脅迫，テロ等の不測の事態に巻き込まれることがないよう，海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め，日頃から危機管理意識を持つとともに，状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2．地域情勢

(1)フェルガナ，ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯(キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む)：「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」(継続)

ウズベキスタン政府は，反政府勢力及び麻薬・武器密売者等の国外からの侵入を防ぐため，かつてこの地域に多数の地雷を埋設しました。ウズベキスタン政府は地雷撤去を行っていますが，すべての作業は終了していません。また，国境線が入り組んだ山岳地帯であるこの一帯は，イスラム過激派が侵入を試みるルートとも言われています。ウズベキスタン政府も徹底した取締りや国境管理対策を行っていますが，2009 年にはキルギスとの国境近くのアンディジャン市郊外で国境検問所・警察施設の襲撃事件が発生し，2010 年にはタジキスタンとの国境において国境警備隊と密輸業者集団との衝突が発生しました。

この他にも 2010 年，2013 年にキルギス領内の飛び地ソフにおいて，ウズベキスタン住民とキルギス住民との衝突が発生するなど，この地域では国境未画定等を原因とする衝突も散発的に発生しています。

現在もタジキスタン，キルギス国境地帯においては，不審者に対する当局による厳格な措置が講じられています。

ついては，この地域への渡航は，どのような目的であれ，止めてください。

(2)アフガニスタンとの国境周辺：「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」(継続)

アフガニスタン国内ではタリバーンなどイスラム過激派系の武装勢力によるテロ活動や外国人をねらった拉致事件が多発しており，依然として予断を許さない状況にあります。アフガニスタンと国境を接する周辺国においても，アフガニスタン国内情勢の変化に伴い，不測の事態が発生する可能性があります。また，アフガニスタンからの不法越境者に対して，ウズベキスタン当局が発砲する事件も発生しています。

ついては，アフガニスタンとの国境周辺への不要不急の止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。上記の情勢にもかかわらず，やむを得ない理由で渡航せざるを得ない場合には，言葉(ロシア語，ウズベク語)の通じる信頼できるガイドを雇う，現地の最新情勢を常に把握する，警護をつける，渡航計画段階から日本国大使館と連絡を取り合うなど，自身の安全を十分に確保するために必要な対策を講じ，不測の事態に巻き込まれないよう細心の注意を払ってください。

(3)上記(1)～(2)を除く地域(首都タシケント市を含む)：「レベル1：十分注意してください。」(継続)

ア　これまでにウズベキスタン国内で発生したテロ関連事件は，1999 年のタシケント市中心部政府庁舎及び付近での爆弾テロ，2004 年のタシケント市チョルスー・バザールでの爆弾テロ事件，ブハラ市でのイスラム過激派の爆弾製造工場とみられる施設の爆発事件，タシケント市内での米国大使館，イスラエル大使館及び最高検察庁を標的とした連続自爆テロ事件，2005 年のアンディジャン市での騒擾事件が挙げられます。その後，イスラム過激派勢力などによるテロを防止するため，徹底したテロ対策や取締りが行われてきましたが，2009 年にタシケント市内で武装グループと治安当局との間で銃撃戦が発生，するなど，依然治安情勢には十分な注意が必要です。

この地域への渡航，滞在に当たっては危険を避けて頂くため特別な注意が必要です。

なお，近年は，世界的に，より効果・影響の大きな都市部のホテルや市場など不特定多数の人々が集まるところ，いわゆるソフト・ターゲットをねらったテロ事件が発生しています。ウズベキスタンはアフガニスタンなど過激派の活動が活発な地域に隣接していることから，情勢の変化には十分な注意が必要です。

イ　一般犯罪では，経済的困窮，貧富の差の拡大を背景として，金品をねらう強盗，暴行，殺人といった凶悪事件が増加する傾向が見られます。過去には，邦人旅行者がタシケント市内のホテルで強盗殺人被害に遭うという凶悪犯罪も発生しています。

3．滞在に当たっての注意

滞在中は，下記の事項に十分留意して行動し，危険を避けるようにしてください。詳細は「安全対策基礎データ」及び「テロ・誘拐情勢」をご

覧ください。また，外務省，在ウズベキスタン日本国大使館，報道等から最新の情報を入手するよう努めてください。

(1)一般的注意事項

ア　犯罪被害

日本人の被害状況としては，夜間，ひと気の無い場所での強盗被害，空巣被害，ホテル自室内での盗難被害，バス車内や街中でのスリ，置き引き，ひったくり，両替に係る詐欺及び警察官になりすました者による窃盗被害などの報告があります。

ウズベキスタンは，首都タシケントの中心部でも，街路灯が少ないために薄暗い場所が多く，また外国人は犯罪のターゲットになりやすいことから，特に深夜の一人歩きは絶対に避けてください。

イ トラブルに巻き込まれないために

テロ攻撃の対象と成り得る政府関連施設や米国大使館など外国権益施設等には近づかないようにするとともに，人が密集する場所に極力長時間滞在しないようにし，常に周囲の状況には気を付けるようにしてください。

また，政治的集会は基本的に認められていませんが，生活困窮等を理由とする集会や抗議行動が行われる可能性もあり，こうした集会等に万一遭遇した場合には，混乱や巻き添えを避けるため，ただちにその場から立ち去るようにしてください。

(2)観光旅行者の方へ

ア　滞在登録，税関申告書及び査証期限切れに関するトラブルが多発しています。滞在登録手続きを欠かさない，査証の期限に気をつける(査証期限日を出発日にせず，ゆとりを持った旅行計画を立てるなど)，入国の際の所持金は正確に申告する(特に過少申告しない)等ご注意ください。

イ　ホテルを紹介する等と誘われ，ひと気の無い場所へ連れて行かれて金品を強奪されるといった被害が発生しています。見知らぬ人の誘いには乗らず，夜間の単独外出は避けてください。

ウ　バザールやバスの車内など混雑した場所や不特定多数の人が集まる場所では，ひったくりやスリの被害が多く見られますので，これらの犯罪に巻き込まれないよう十分注意してください。

エ　レストランやバザール，小規模の商店などでは値段の表示がなく，外国人に対し法外な値段を請求することがあります。あらかじめ値段を確認するなどしてください。

オ　両替について

現地通貨は「スム」で，両替できる場所は銀行やホテルにある両替所などです。米ドル，ユーロ等からの両替が可能ですが，米ドルからの両替が一般的です。

バザールや両替所の周辺では，より高額なレートを提示するいわゆるヤミ両替を持ちかけられることがありますが，ヤミ両替は違法行為ですのでご注意ください。また，現地通貨「スム」から米ドル等への再両替はきわめて困難です。必要に応じてその都度両替することをお勧めします。

カ　在留届の提出義務のない 3 か月未満の短期渡航者の方(海外旅行者・出張者など)についても，現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして，2014 年 7 月 1 日より，外務省海外旅行登録(「たびレジ」)の運用を開始しています(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)。登録された方は，滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール，また，いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能ですので，ぜひご活用ください。

(3)長期滞在者及び長期滞在を予定されている方へ

ア　在留届の提出

現地に 3 か月以上滞在される方は，緊急時の連絡などに必要なので，到着後遅滞なく在ウズベキスタン日本国大使館に「在留届」を提出してください。また，住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はウズベキスタンを去る(一時的な旅行を除く)ときは，必ずその旨を届け出てください。なお，在留届は，在留届電子届出システム(ORR ネット:http://www.ezairyu.mofa.go.jp)による登録をお勧めします。また，郵送，ファックスのほか，領事メール(ryouji@ts.mofa.go.jp)宛の送信によっても在留届を行うことができますので，在ウズベキスタン日本国大使館まで

送付してください。

イ　外出する際は，所属先や知人等にあらかじめ行き先などを連絡し，携帯電話を携行するなど，常に連絡できる態勢を維持し，非常事態に備えてください。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902，2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く。）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5140

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）3399

○外務省　海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/

http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp（携帯版）

（現地大使館連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：1-28，Sadyk Azimov St.Tashkent，100047，Republic of Uzbekistan

電話：(998-71)120-8060～63

国外からは（国番号 998）071-120-8060～63

ファックス：(998-71)120-8075 又は 8077

国外からは（国番号 998）071-120-8075 又は 8077

ホームページ：http://www.uz.emb-japan.go.jp/

ジョージア（グルジア）についての海外安全情報（危険情報）の発出（2016 年 05 月 13 日）

●南オセチア（ツヒンヴァリ地域）及びその周辺地域，アブハジア自治共和国及びその周辺地域並びにロシアとの国境周辺地域
：「レベル4：退避してください。渡航は延期してください。（退避勧告）」（継続）
●北東部のパンキシ渓谷付近
：「レベル1：十分注意してください。」（継続）
●上記を除く地域（首都トビリシ市を含む）
：「レベル1：十分注意してください。」（継続）
☆詳細については，下記の内容をよくお読みください。
1．概況
2008 年，ジョージアからの分離独立を求める南オセチア自治州において，ジョージアと南オセチアの軍事衝突が発生したことを契機に，ジョージアとロシアの大規模な軍事衝突が発生しました。
この軍事衝突は，ジョージア北西部のもう一つの民族紛争地域アブハジア自治共和国にも飛び火し，アブハジア及びその周辺にも戦火が及んだほか，ロシア軍がトビリシ市近郊を含むジョージア各地の軍事施設に爆撃を行ったため甚大な被害が発生しました。その後，EU の仲介により停戦合意をしたものの，ジョージア政府と南オセチア及びアブハジア「当局」が対峙し続けており，それぞれの行政境界ライン付近では，周辺住民の身柄が拘束される事件が頻発しているほか，戦闘が激しかった地方においては，不発弾等が依然として残っています。
なお，首都トビリシ市を含む上記以外の地域は，情勢が比較的安定しています。しかし，情勢が変化することもありえますので，滞在に当たっては最新の情報を常に入手するよう努めてください。

近年，シリアやチュニジアにおいて日本人が殺害されたテロ事件や，パリ，ブリュッセル，イスタンブール，ジャカルタ等でテロ事件が発生しています。このように，世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか，これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており，日本人・日本権益が標的となり，テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。
このような情勢を十分に認識して，誘拐，脅迫，テロ等に遭わないよう，また，巻き込まれることがないよう，海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め，日頃から危機管理意識を持つとともに，状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2．地域情勢
（1）南オセチア（ツヒンヴァリ地域）及びその周辺地域，アブハジア自治共和国及びその周辺地域並びにロシアとの国境周辺地域
：「レベル4：退避してください。渡航は延期してください。（退避勧告）」
ロシア軍がジョージア各地で戦闘を行った際，上記地域は攻撃の対象となった上に，その一部では地雷やクラスター爆弾が使用されたため，現在でも不発弾等が残っています。また，南オセチア周辺及びアブハジアとの境界地域では，銃撃事案や演習の実施が報告されているほか，境界周辺住民の身柄拘束事案も頻発しています。なお，ジョージア政府は，2008 年 8 月の南オセチアをめぐる紛争直後に，ロシアが南オセチアとアブハジアの独立を一方的に承認したことから，ロシアとの外交関係を断絶しています。このため，ジョージア政府は，南オセチアとアブハジアに立ち入る場合は許可を得る必要があるとし，また，ロシアからの両地域への立ち入りは違法とみなし，ジョージア国内法による処罰の対象としています。
上記地域ではジョージア政府が治安を十分に確保できない状況にありますので，同地域に滞在中の方については，安全な場所に退避するとともに，同地域への渡航に関しては，目的の如何を問わず，延期してください。

（2）北東部のパンキシ渓谷付近
：「レベル1：十分注意してください。」（継続）
ジョージア北東部にあるパンキシ渓谷付近の地域については，90 年代から続いていたチェチェン紛争の影響により，チェチェンからの難民

が多く流入して，情勢が不安定な時期がありましたが，ジョージア政府が，同地の治安確保に係る総合的な対策を立案し，テロ掃討作戦を徹底的に実施したことにより，治安の回復が認められます。ただし，情勢の如何によっては不測の事態が発生する恐れも排除されませんので，渡航・滞在される場合には，最新の情報の入手に努めるなど十分に注意してください。

(3) 上記を除く地域（首都トビリシ市を含む）
:「レベル1：十分注意してください。」（継続）
ロシアとの停戦から4年以上が経過し，上記を除く地域では情勢が比較的安定しています。
ジョージアでは，けん銃やナイフ等の凶器を使用した強盗事件が報告されています。万が一に備え，グルジアに渡航・滞在を予定されている方は，最新の情報入手に努めるなど，十分な注意をしてください。

3. 滞在に当たっての注意
(1) 現地に3か月以上滞在される方は，緊急時の連絡などに必要ですので，到着後遅滞なく在ジョージア日本国大使館に「在留届」を提出してください。また，住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はジョージアを去る（一時的な旅行を除く）ときは，必ずその旨を届け出てください。
なお，在留届の届出は，在留届電子届出システム（ORR ネット，http://www.ezairyu.mofa.go.jp/ ）による登録をお勧めします。また，郵送，ファックスによっても行うことができますので，在ジョージア日本国大使館まで送付してください。

(2) 在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者など）についても，現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして，2014年7月1日から，外務省海外旅行登録「たびレジ」の運用を開始しています（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/ ）。登録された方は，滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール，また，いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能ですので，ぜひご活用ください。

(3) 住居は，居住地域の治安，建物の構造等に留意して選定するとともに，窓，扉，施錠等に十分な防犯措置を施すようお勧めします。

(4) 日常生活では，身の周りの安全に十分御注意ください。また，可能な限り夜間の外出は控える等，犯罪に巻き込まれることのないよう注意してください。

(5) 不測の事態が起きた場合には，自宅，職場，ホテル等の安全な場所で，事態が沈静化するまで待機してください。また，不測の事態に備えて，食料，飲料水を備蓄するとともに，パスポート，貴重品及び衣類等をいつでも持ち出せるように準備し，退避手段についても常時確認しておいてください。不測の事態が発生した場合は，在ジョージア日本国大使館に連絡してください。

(6) 正確な情報を入手するように努め，根拠のない噂に惑わされて動揺することのないようにしてください。

4. なお，隣国のロシア，アルメニア，アゼルバイジャン，トルコには，各々「危険情報」が発出されていますので御留意ください。

（問い合わせ先）
（問い合わせ窓口）
○外務省領事サービスセンター
住所：東京都千代田区霞が関2-2-1
電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902，2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5140

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）3047

○外務省　海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/

http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp （携帯版）

（現地大使館連絡先）

○在ジョージア日本国大使館

住所：7D Krtsanisi Street, Tbilisi 0114 Georgia

電話：（市外局番 32)-275-2111

国外からは（国番号 995)-32-275-2111

ファックス：（市外局番 32)-275-2112

国外からは（国番号 995)-32-275-2112

ホームページ： http://www.ge.emb-japan.go.jp/japan/index.html

中国の危険情報【危険レベル継続】(内容の更新)(2017 年 01 月 23 日)

【危険レベル】

●新疆ウイグル自治区

レベル1:十分注意してください。(継続)

●チベット自治区

レベル1:十分注意してください。(継続)

【ポイント】

●新疆ウイグル自治区では,過去に多数の死傷者を出す暴動や無差別殺傷事件が発生しています。今後も不測の事態が発生する可能性があり,引き続き注意が必要です。

●チベット自治区では,過去に僧侶等によるデモが一部暴徒化し,多数の死傷者が出る事案が発生しています。今後も不測の事態が発生する可能性があり,引き続き注意が必要です。

☆詳細については,下記の内容をよくお読みください。

1 概況

(1)中国では,外国人が居住している地域や観光スポット等の治安状況は比較的安定しており,一般的な注意をしていれば犯罪に巻き込まれる可能性は低いといえます。ただし,国土が広く,すべての地域で同じように治安が安定しているわけではなく,中国の様々な地域で暴動が発生しているとの報道もあります。滞在・旅行される地域の情報の収集が重要です。

(2)また,一般的な治安は良くても,対日感情が悪化し,邦人や日系企業を狙った抗議行動等が行われる可能性もあるので,日中関係の推移の影響については常に注意が必要です。

(3)中国国内では,新疆ウイグル自治区とチベット自治区について危険情報(レベル1:十分注意して下さい。)を発出しています。新疆ウイグル自治区においては,2014 年にウルムチ市の駅前や市場において爆発による無差別殺傷事案が発生するなどしています。チベット自治区やその周辺地域ではチベット族が焼身自殺をする等の事案が発生しており,治安情勢において不安定要因も散見されます。このような地域では引き続き注意が必要です。

(4)2013 年 10 月に北京市の天安門に車が突入し死傷者が出る事件,2014 年 3 月に雲南省昆明市の駅構内で無差別殺傷事件等,新疆ウイグル自治区以外においても民族や宗教に絡む凶悪な事件が発生しています。また,2015 年 9 月に広西チワン族自治区柳州市柳州県で爆弾が爆発し複数名が死亡する事件や,2016 年 6 月に上海浦東国際空港で手製爆弾による爆発が発生し外国人を含む 4 人が負傷する事件など,社会不満を背景とする個人による凶悪な爆発事件も発生しています。

(5)2016 年 7 月に在キルギス中国大使館において発生したテロによる爆発事案等に伴い,中国政府のテロ対策も強化されており,これに伴い,入国管理等の規制が強化される傾向にあります。また,邦人が軍事施設の写真撮影や未開放地域への侵入,無許可での測量等で身柄を一時拘束された事案も発生しています。最近,中国では,反スパイ法,国家安全法,反テロリズム法,外国 NGO 管理法が施行される等,国家安全に対する取締りを特に強化しています。日本との体制・制度の違いについても,治安への注意と共に,十分に理解することが必要です。

(6)中国において,日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが,近年,シリア,チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や,パリ,ブリュッセル,イスタンブール,ジャカルタ等でテロ事件が複数発生しています。このように,世界

の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか，これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており，日本人・日本権益が標的となり，テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して，誘拐，脅迫，テロ等に遭わないよう，また，巻き込まれることがないよう，海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め，日頃から危機管理意識を持つとともに，状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2　地域別情勢

（1）新疆ウイグル自治区

レベル1：十分注意してください。（継続）

ア　新疆ウイグル自治区では，2009 年に区都ウルムチ等で発生した暴動により多数の死傷者を出しました。その後も，同自治区のカシュガル地区やホータン地区で無差別殺傷事件等が発生しており，2014 年にはウルムチ市の駅前や市場（バザール）付近での無差別殺傷事件で多数の死傷者が出たほか，2015 年にはアクス地区においてテロ集団による炭鉱襲撃により多数の死傷者が出ています。すべての事件が報道されていない可能性もあり，また，今後も不測の事態が発生する可能性は排除できないことから，引き続き注意を払う必要があります。

イ　同自治区のうち，アフガニスタン及びパキスタンとの国境付近は，両国の情勢の影響により，治安が不安定となる可能性があるため注意が必要です。（アフガニスタン及びパキスタンについては，別途「危険情報」が発出されています。）なお，国境地域では，国境が一時的に閉鎖されたり，崖崩れにより国境付近の道路が通行不能になる等の状況も発生しています。特に中国－パキスタンを結ぶいわゆる中パ道路は，途中で 5000 メートルの峠を越す山岳ルートであり，治安だけでなく自然環境も厳しい場所ですので，陸路での移動はお勧めできません。

以上の状況から，現在新疆ウイグル自治区については「レベル1：十分注意してください。」を発出しています。同地区において不測の事態が発生する可能性は依然として排除されません。また，同自治区が在中国日本国大使館のある北京から遠距離にあることから，事件・事故等，不測の事態が発生した場合，邦人援護を目的とした同大使館員の現地入りには時間がかかる点にも留意してください。

つきましては，同自治区に渡航・滞在を予定されている方は，現地情勢に関する情報入手に努めるとともに，渡航・滞在の適否を判断し，また旅行日程等を慎重に検討して，現地では不測の事態に巻き込まれないよう十分注意を払ってください。

（2）チベット自治区

レベル1：十分注意してください。（継続）

ア　チベット自治区では，2008 年に僧侶等によるデモが相次ぎ，デモ参加者の一部が暴徒化するなどして多数の死傷者を出しましたが，現在，同自治区内に特段危険な状況は認められず，概ね平穏な情勢が保たれています。ただし，僧侶の焼身自殺事案が発生しているとされ，当局は一定の警戒態勢を敷いています。

イ　同自治区では毎年 2，3 月頃等，厳重な警戒態勢が敷かれる可能性があります。チベット自治区を旅行する場合は，旅行社等を通じ，あらかじめ「入藏証（チベット自治区入境証）」を取得することでチベット自治区政府の許可を得ておく必要がありますが，当局の判断により一時的に外国人旅行客に対する「入藏証（チベット自治区入境証）」の発給が停止され，入境が制限される可能性があるため注意が必要です。

ウ　チベット自治区は全般的に標高が高く（区都ラサの標高は 3,650m，シガツェは 3,850m，チベット鉄道全線の平均海抜は約 4,500m（最高地点は 5,072m）等），高山病にかかりやすいため，旅行の適否，行程の検討及び海外旅行保険への加入も含め事前準備等は入念に行ってください。同自治区は高山・山岳地帯であり，一般的に道路状況は良くありません。2014 年 8 月には観光バスがトラック等と衝突し，崖下に転落して 44 名が死亡する事故も発生しています。

つきましては，同自治区に渡航・滞在を予定されている方は，上記情勢に加え，同自治区が在中国日本国大使館のある北京から遠距離にあることから，事件・事故等，不測の事態が発生した場合，邦人援護を目的とした同大使館員の現地入りには時間がかかる点にも留意しつつ，現地情勢に関する最新の情報を入手した上で渡航・滞在の適否あるいは旅行日程等を検討して下さい。事前に旅行社に対し「入蔵証」の取得が可能かどうか確認すること及び海外旅行保険に加入することも含め，入念な準備を行って，現地では不測の事態に巻き込まれないよう慎重に行動してください。

3　渡航・滞在に当たっての注意事項

(1) 中国では，社会体制，文化，習慣等が日本と異なることを常に念頭に置いて人々に接することが肝要です。日本や日中関係を巡って対日感情が悪化する場合には特に注意が必要であり，また，平時においても日本人の言動に過敏に反応される可能性もありますので，滞在中は節度ある態度や行動が望まれます。

(2) 国内情勢の推移によっては，各地でデモ等不測の事態（混乱）が生じる可能性も排除できませんので，滞在中は下記の事項に十分留意して行動し，危険を避けるようにしてください。

○外出する際は，行き先の安全を確かめるとともに，行き先では周囲への警戒を怠らない。

○衝突，暴動等に巻き込まれないよう，集会，抗議活動（デモ）等が行われている場所，またその可能性のある場所には近づかない。

○パスポート等身分証明書を携帯し，職務質問を受けたときに備える。

○家族や知人に行き先，居場所，連絡先を知らせておくとともに，定期的に日本の親族等と連絡を取る。

○身辺に危険を感じた場合には，速やかに安全な場所に避難する。

○万一，トラブルに巻き込まれた場合には，速やかに最寄りの日本国大使館・総領事館に支援を求める。

(3) 中国国内には，一部，外国人の立ち入りが制限される未開放区域があります。同区域に入ろうとする場合は，査証取得の段階で立入りを申請するか，入国後であれば最寄りの公安局に申請して旅行証明書の発給を受け，該当区域の範囲や宿泊施設の有無等について十分説明を受けた上で入域するようにしてください。

(4) 軍事施設等（軍事禁区，軍事管理区）は許可なく立入ることが禁止されています。また，外国人が許可なくGPS機材を用いた測量調査等を行うことは違法であり，拘束される等の処罰を受ける事例もあります。さらに，政府関連施設，軍事関連施設，一部の博物館・美術館，あるいはデモ等の政治的活動を撮影（写真・ビデオ撮影）することは原則として禁止されていますので，撮影を行おうとする際は，事前に規制の有無を確認するよう留意してください。特に，中国と周辺国の国境地帯への立入りや写真撮影等の行為が厳しく規制・監視されますので，不必要に国境管理地域に近寄らないよう十分注意してください。

(5) 中国政府は，麻薬等違法薬物の密輸，販売，運搬，製造，所持，譲渡等に係わる犯罪に対しては，極めて厳格な取締りや検挙が行われ，違反した場合の法定刑は非常に重く，最高刑には死刑が規定されています。「違法薬物とは知らなかった。」等の言い訳は通用しません。絶対に興味を示さないようにすることはもちろん，繁華街の路地裏など犯罪の温床となるような場所には近づかない，あるいは不審なもの（タバコ，高級茶葉と称される例が多い）を購入しないことが肝要です。また，自分では気付かないうちに「運び屋」として利用される可能性もあるので，特に空港等においては，見知らぬ他人からの荷物は絶対に預からないようにしたり，知らない間に手荷物に薬物等を入れられたりしないよう，手荷物の自己管理を徹底することが肝要です。

(6) 都市部等において何らかの犯罪被害等に巻き込まれる例があり，旅行の際は，以下の点にも留意しつつ，常に慎重な行動を心がける必要があります。

○繁華街の路地裏等，犯罪が発生しやすいと考えられる危険地帯へは立ち入らない。

○夜間の路上の一人歩きは避ける。

○いわゆる「白タク」は利用しない。
○周囲の雰囲気に溶け込めるような服装を選択する。
○人目を引く振る舞い（人前で大金を見せるような行為，人前で誰かを罵倒するといった行為等）は厳に慎む。
○不要な大金を持ち歩かない。
○言葉巧みに話しかけてくる人物がいても，これに応じない。
また，「安全対策基礎データ」に日本人の犯罪被害例を掲載していますのでご参照下さい。
http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=009

（7）毎年，国内各地で台風や大雨等による洪水や土砂崩れの被害が発生し，多くの被災者が出ています。また，中国西部を中心に地震が多発しています。渡航を予定する際には，自然災害にも注意し，関係の情報を入手するようにしてください。

（8）最近，中国では日本人のパスポートの紛失・盗難事案が多発しています。紛失した場合，日本大使館や総領事館で新しいパスポートや帰国のための渡航書発給の手続きに加え，中国公安当局への遺失届や出国査証・滞在査証の取得等の煩雑な手続きが必要となり，1～2 週間を要することとなります。この一連の手続が終了するまでの間，帰国や中国国内を移動することも不可能となりますので，紛失しないようパスポートの管理には十分ご注意下さい。

（9）地域や季節によって，中国の各地で深刻な大気汚染が発生しています。在中国各公館のホームページに関連情報を掲載していますので参考にしてください。
（参考）中国における大気汚染に関する注意喚起（http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcinfectioninfo.asp ）

（10）近年，鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例が各地で発生しています。H7N9以外の鳥インフルエンザの人への感染例・死亡例も報告されていますので，感染源とされる生きた鳥を扱う市場や家きん飼育場への立入りは避け，不用意に家畜・鳥に近寄ったり触れたりしない，外出先から帰ったときは手洗いを励行するなど，衛生管理に十分留意してください。最新の流行状況については，海外安全ホームページや在中国各公館のホームページを参考にしてください。
（参考）鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染症例発生（http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcinfectioninfo.asp ）

（11）海外渡航の際には万一に備え，家族や友人，職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。
3 か月以上滞在する方は，大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう，必ず在留届を提出してください。
（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet ）
3 か月未満の旅行や出張などの際には，渡航先の最新安全情報や，緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう，外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/ ）

（問い合わせ窓口）
○外務省領事サービスセンター
住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1
電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902,2903

（外務省関連課室連絡先）
○外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）
住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表)03-3580-3311(内線)5139

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)

電話：(代表)03-3580-3311(内線)3047

○外務省海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp（PC 版）

http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html（スマートフォン版）

http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp（モバイル版）

(現地公館連絡先)

○在中国日本国大使館

(管轄地域：北京市，天津市，陝西省，山西省，甘粛省，河南省，河北省， 湖北省，湖南省，青海省，新疆ウイグル自治区，寧夏回族自治区，チベット自治区，内蒙古自治区)

住所：北京市朝陽区亮馬橋東街1号

電話：(市外局番 010)-8531-9800（代表)，(市外局番 010)-6532-5964(邦人援護)

国外からは(国番号 86)-10-8531-9800(代表)，(国番号 86)-10-6532-5964(邦人援護)

FAX：(市外局番 010)-6532-9284

国外からは(国番号 86)-10-6532-9284

ホームページ：http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在広州日本国総領事館

(管轄地域：広東省，海南省，福建省，広西チワン族自治区)

住所：広州市環市東路 368 号花園大厦

電話：(市外局番 020)-83343009(代表)，(市外局番 020)-83343090(領事・査証)

国外からは(国番号 86)-20-83343009(代表)，(国番号 86)-20-83343090(領事・査証)

FAX：(市外局番 020)-83338972(代表)，(市外局番 020)-83883583(領事・査証)

国外からは(国番号 86)-20-83338972(代表)，(国番号 86)-20-83883583(領事・査証)

ホームページ：http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/

○在上海日本国総領事館

(管轄地域：上海市，安徽省，浙江省，江蘇省，江西省)

住所：上海市万山路 8 号

電話：(市外局番 021)-5257-4766

国外からは(国番号 86)-21-5257-4766

FAX：(市外局番 021)-6278-8988

国外からは(国番号 86)-21-6278-8988

ホームページ：http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/

○在重慶日本国総領事館

(管轄地域：重慶市，四川省，貴州省，雲南省)

住所：重慶市渝中区鄒容路 68 号　大都会商廈 37 階

電話：(市外局番 023)-6373-3585

国外からは(国番号 86)-23-6373-3585

FAX：(市外局番 023)-6373-3589

国外からは(国番号 86)-23-6373-3589

ホームページ:http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在瀋陽日本国総領事館

(管轄地域:遼寧省(大連市を除く), 吉林省, 黒龍江省)

住所:瀋陽市和平区十四緯路 50 号

電話:(市外局番 024)-2322-7490

国外からは(国番号 86)-24-2322-7490

FAX:(市外局番 024)-2322-2394

国外からは(国番号 86)-24-2322-2394

ホームページ:http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/

○在瀋陽日本国総領事館大連領事事務所

(管轄地域:大連市)

住所:大連市西崗区中山路 147 号　森茂大廈 3F

電話:(市外局番 0411)-8370-4077

国外からは(国番号 86)-411-8370-4077

FAX:(市外局番 0411)-8370-4066

国外からは(国番号 86)-411-8370-4066

ホームページ:http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html

○在青島日本国総領事館

(管轄地域:山東省)

住所:青島市香港中路 59 号　国際金融中心 45F

電話:(市外局番 0532)-8090-0001

国外からは(国番号 86)-532-8090-0001

FAX:(市外局番 0532)-8090-0024

国外からは(国番号 86)-532-8090-0024

ホームページ:http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html

○在香港日本国総領事館

(管轄地域:香港特別行政区, マカオ特別行政区)

住所:香港中環康楽広場 8 号　交易広場第一座 46 楼及 47 楼

電話:2522-1184

国外・地域外からは(地域番号 852)-2522-1184

FAX:2868-0156

国外・地域外からは(地域番号 852)-2868-0156

ホームページ:http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index02.html

ロシアについての海外安全情報（危険情報）の発出（2016/8/26）

【危険度】

●チェチェン，イングーシ，ダゲスタン，北オセチア・アラニア，カバルダ・バルカルの各共和国

:「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。」（既に滞在中の方は，退避手段等につきあらかじめ検討してください。）（継続）

●スタヴロポリ地方及びカラチャイ・チェルケス共和国

:「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。」（継続）

●上記を除く地域（首都モスクワ市を含む）

:「レベル1：十分注意してください。」（継続）

【ポイント】

●ジョージアと国境を接する北コーカサス連邦管区では，武装勢力による襲撃や自爆テロ事件，誘拐が発生していますので，渡航は止めてください。

●北コーカサス地域を拠点とする武装勢力が「ISIL コーカサス州」と称して活動していると報じられています。渡航は止めてください。

●ウクライナとの国境付近における緊張状態の継続等に十分注意してください。

☆詳細については，下記の内容をよくお読みください。

1．概況

（1）イラクやシリアで活動しているイスラム過激派組織 ISIL（イラクとレバントのイスラム国）には多数のロシア人が参加しているといわれており，帰還したイスラム過激派分子によるロシア国内でのテロの懸念が生じています。また，2015 年 9 月末にロシアがシリア北部への空爆を開始した後，ISIL 等はロシアを攻撃対象とする旨の声明を発出した他，10 月 31 日にシナイ半島でロシア航空機が墜落した事案についても ISIL 系の組織が犯行声明を発出しています。今後もシリアからの帰還者や ISIL の影響を受けた者等によるテロへの警戒が必要です。

（2）北コーカサス連邦管区（チェチェン，イングーシ，ダゲスタン，北オセチア・アラニア，カバルダ・バルカル，カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方）では，武装勢力による襲撃や自爆テロ事件，誘拐が発生しています。特に，チェチェン，イングーシ，ダゲスタン，北オセチア・アラニア，カバルダ・バルカルの各共和国では，警察等の法執行機関関連施設のみならず不特定多数の人が集まる場所をねらった多数のテロ事件が発生しており，武装勢力や犯罪組織が警察等政府関係者や一般住民を誘拐，襲撃するケースなども見られます。また，北コーカサス地域を拠点とする武装勢力が，ISIL に忠誠を誓う旨の声明を発出し，「ISIL コーカサス州」と称して活動していると報じられています。これら武装勢力がテロを画策するおそれもあり，これらの地域の情勢が安定するには長期間を要すると見られるため，今後も警戒が必要です。

（3）現下のウクライナ情勢や国際的な原油価格の下落によるルーブルの下落を受け，食料品を中心に物価が上昇し，市民生活にも影響が生じ，景気後退による一般犯罪の増加や愛国主義の高揚による排外主義的機運の高まりにつながる可能性もあり注意していく必要があります。また，ロシアとウクライナとの国境付近は，現下のウクライナ情勢に伴い緊張状態にありますので，十分注意してください。

（4）モスクワ市などの大都市では，過去に，地下鉄駅や国際空港において多数の死傷者を出したテロ事件が発生しており,引き続き地下鉄，空港，主要都市間の鉄道等の公共交通機関,連邦保安庁（FSB），内務省等治安機関（交通警察検問所を含む）をねらった自爆テロや爆弾テロが発生する可能性があります。最近，爆発物を仕掛けた等の不審電話によりショッピングセンターや公共交通機関において，当局の指示で一時避難措置がとられる事態が頻発しています。その場合には落ち着いて当局の指示に従って自らの安全を確保してください。

（5）これまでに，ロシアにおいては，日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが，近年，シリア，チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や，パリ，ブリュッセル，イスタンブール，ジャカルタ等でテロ事件が発生しています。この

ように，世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか，これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており，日本人・日本権益が標的となり，テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して，誘拐，脅迫，テロ等に遭わないよう，また，巻き込まれることがないよう，海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め，日頃から危機管理意識を持つとともに，状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2．地域別情勢

（1）チェチェン，イングーシ，ダゲスタン，カバルダ・バルカル，北オセチア・アラニアの各共和国：「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（既に滞在中の方は，退避手段等につきあらかじめ検討してください。）（継続）

これらの地域においては，武装勢力による攻撃や自爆テロ事件がこれまで多数発生しており，特に，チェチェン，イングーシ，ダゲスタンの各共和国でのテロの脅威には警戒が必要です。これらは主に警察等治安機関を標的にしたものですが，一部には不特定多数の人を標的としたテロも見られ，民間人にも多くの犠牲者が出ています。2015 年においては，12 月にダゲスタン共和国の観光地において，銃撃によるテロ事件が発生しており，その後，2016 年に入ってからもダゲスタン共和国やチェチェン共和国において警察等の治安機関を標的とした爆弾テロが発生しています。これらに対し，連邦政府は，連邦保安庁（FSB）を中心に大規模な掃討作戦（反テロ作戦）を継続的に行っており，武装勢力と当局との間で銃撃戦が頻繁に発生しています。しかしながら，武装勢力の活動を完全に阻止するには至っておらず，治安情勢は依然として不安定です。

チェチェン共和国では,ロシア当局の集中的な掃討作戦によって，武装勢力は主要メンバーの多くを失い弱体化しているといわれていますが，北コーカサス地域を拠点とする武装勢力がISIL に忠誠を誓う旨の声明を発出し，「ISIL コーカサス州」と称して活動しています。2016 年には同名でロシアへのテロを呼びかけるビデオ声明も出されており，テロが発生するおそれもあることから警戒が必要です。イラクやシリアで活動している ISIL には多数のロシア人が参加しているといわれており，今後，ISIL から帰還した者や ISIL に共鳴するイスラム過激派によるロシア国内でのテロが発生する懸念が生じているため，治安当局も警備体制を強化していると発表しています。

北コーカサス地域の長期化する混乱の中で，こうした武装勢力の他にも，犯罪集団による誘拐,武装勢力や当局に対する個人的な報復のための襲撃,殺人事件等も発生しています。

近年の各地における主な事例は以下のとおりです。

ア　チェチェン共和国

・2013 年 9 月，スンジャ地区の警察署において，自爆テロが発生し，警察官 3 人が死亡し，5 人が負傷しました。

・2014 年 4 月，アチホイ・マルタン地区において，路肩爆弾により，移動中の軍の兵士 4 人が死亡し，7 人が負傷する爆弾テロが発生しました。

・2014 年 10 月，チェチェン共和国グロズヌィ市の劇場付近で自爆テロ事件が発生し，警察官が 5 人死亡，12 人負傷しました。

・2014 年 12 月，プーチン大統領がモスクワで一般教書演説を行っている日に、チェチェン共和国グロズヌィ市内において武装集団が警察署を襲撃し，その後印刷会館，学校に立てこもり，最終的には当局によって鎮圧されました。この事件では死傷者が多数出ました。

・2016 年 5 月 9 日，グロズヌィ郊外の検問所にて自爆テロが発生し，警察官 6 人が負傷しました。

イ　イングーシ共和国

・2013 年 8 月，マルゴベク地区において，治安協議会幹部が襲撃され，運転手とともに殺害されました。

・2013 年 9 月，ネステロフスカヤ村において，銃撃戦により，警察官 1 人死亡，1 人負傷，不審者も死亡しました。なお，この銃撃戦の際に車両に仕掛けられた爆弾が爆発しました。

・2016 年 3 月 9 日，イングーシ共和国とチェチェン共和国の境界付近で，外国人を含むジャーナリストや人権活動家一行が乗車するバスが何者かによって銃撃され，ジャーナリストが殴打されるとともに，バスが放火されました。

・2016 年 3 月 11 日，ナズラニ市においてモスク近くで自動車が爆発し，1 人が負傷し，イスラム教指導者等の 6 台の自動車が損壊しました。

ウ　ダゲスタン共和国

・2013 年 2 月，ハサビュルトの警察詰め所において，自動車爆弾が爆発し，警察官 3 人が死亡，7 人が負傷する爆弾テロが発生しました。
・2013 年 5 月，マハチカラの執行官事務所前において，自動車爆弾が 2 回にわたり爆発し，死者 4 人を含む 40 人以上が死傷する爆弾テロが発生しました。
・2013 年 5 月，マハチカラの内務省庁舎近くの広場において，自爆テロが発生し，1 人が死亡し，18 人が負傷しました。
・2013 年 8 月，マハチカラの中心部の 24 時間営業の商店において，爆発物が爆発し，9 人が負傷し，その直後に同市内の別の商店で小規模な爆発（負傷者なし）が発生しました。
・2013 年 9 月，フチニ村の警察署近くにおいて，自爆テロが発生し，警察官等 3 人が死亡，12 人が負傷（民間人 2 人含む）しました。
・2013 年 10 月，マハチカラ市中心部の商店前において，爆弾が爆発し，2 人が死亡，15 人が負傷しました。
・2013 年 12 月，ハサビュルトにおいて，路肩爆弾が爆発し，2 人が死亡，5 人が負傷しました。
・2014 年 1 月，マハチカラのレストランにおいて，手りゅう弾及び自動車爆弾が爆発し，14 人が負傷しました。
・2014 年 8 月，マハチカラの市交通警察幹部が自宅近くで何者かに射殺されました。
・2015 年 12 月 29 日，ダゲスタン共和国デルベンドの古代要塞において観光客らが銃撃を受け，FSB 職員 1 名が死亡，11 名が負傷しました（ISIL が犯行声明を出しています）。
・2016 年 2 月 15 日，デルベンツキー地区の交通警察詰所にて爆弾が爆破し，警官 2 人及び民間人 1 人が死亡，また警官 7 人が負傷し,民間人も 6 人が負傷しました（ISIL が犯行声明を出しています）。
・2016 年 3 月 29 日，マハチカラ市近郊において，路肩に仕掛けられた爆発物により，治安機関職員が乗車する警察車両 2 台が爆破され，1 人が死亡し，2 人が負傷しました。
・2016 年 3 月 30 日，ダバサランスキー地区の検問所付近で走行していた自動車が爆発し，警官 1 人が死亡し，1 人が負傷しました。

エ　カバルダ・バルカル共和国
・2013 年 7 月，テレク地区において，武装集団に警察官が襲撃され，その後銃撃戦に発展し，武装集団のメンバー1 名が射殺される事件が発生しました。
・2013 年 11 月，ナリチクにおいて，非常事態省建物付近の路上で銃撃戦が発生し，内務省職員 1 人，襲撃した 1 人が負傷しました。
・2013 年 12 月，ナリチクにおいて，警察幹部の自動車の下から爆発物が発見されましたが，警察当局により無力化されました。

オ　北オセチア・アラニア共和国
・2013 年 10 月，ウラジカフカスにおいて，内務省職員が自宅玄関付近で射殺されました。
　なお，同共和国では，2004 年にチェチェン武装勢力による学校占拠事件が発生し，約 330 人が死亡，700 人以上が負傷する事件が発生しました。また，同共和国と国境を挟んで隣接するジョージアの南オセチアでは 2008 年にロシア軍とジョージア軍との間で紛争が発生しており，この地域の最新の情勢を注視する必要があります。
・2014 年 8 月，ウラジカフカスのモスクで，イスラム教指導者が何者かにより待ち伏せされ，射殺されました。

ついては，これらの地域について危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（既に滞在中の方は，退避手段等につきあらかじめ検討してください。）を継続しますので，これらへの渡航はどのような目的であれ，当面控えてください。既に同地域に滞在されている方は，退避手段等につきあらかじめ検討してください。また，登山のため，カバルダ・バルカル共和国を経由してロシア・ジョージア国境の山岳地帯に向かう方がいますが，上記の理由から，同共和国への渡航は当面控えてください。

（2）カラチャイ・チェルケス共和国，スタヴロポリ地方：「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（継続）
　これらの地域では，散発的ながら武装勢力による襲撃事件や武装勢力の武器弾薬庫が摘発される事件が発生しています。また，ロシア当局による反テロ作戦が行われているため，銃撃戦などが散発しています。なお，カラチャイ・チェルケス共和国は，ジョージアと国境を接していますが，ジョージア側にはアブハジア問題があり，最新の情勢を注視する必要があります。

近年の各地域の主な事例は以下のとおりです。

ア　カラチャイ・チェルケス共和国

・2013 年 1 月，警察署を銃撃した 2 人組の武装グループが，逃走中に警察に殺害されました。この武装グループは，住民 2 人を殺害した容疑が持たれています。

イ　スタヴロポリ地方

・2013 年 12 月，ピャチゴルスクの交通安全監督局の建物付近において，3 人が死亡する爆弾テロが発生しました。

・2014 年 1 月， 3 つの異なる地区において車内から計 6 人の遺体が発見される事件が発生し，そのうち 2 地区では車両近くに爆発装置が設置されていました。

・2016 年 4 月 11 日，ノヴォセリツキー地区（スタヴロポリ市から東方）において，警察署を訪れた 3 人が手榴弾を爆発させ，建物に侵入しようとしたことから，警官が発砲し，容疑者 2 人を射殺し，1 人が自爆しましたが，警察職員及び一般住民には被害はありませんでした。

ついては，これらカラチャイ・チェルケス共和国及びスタヴロポリ地方について危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を継続しますので，同地域への渡航は，どのような目的であれ，当面控えてください。

(3) 上記を除く地域（首都モスクワ市を含む）：「レベル1：十分注意してください。」（継続）

ア　首都モスクワでは， 2014 年 5 月，ロシアの対独戦勝記念日にテロを企てたとして数名のロシア人が連邦保安庁（FSB）により拘束されたり，2015 年 10 月には，シリアにおいて活動していた ISIL に関連があるとみられる者等がモスクワ市の公共交通機関をねらった爆弾テロを計画していたとして逮捕されました。また，2015 年 12 月 7 日には，モスクワ中心部のバス停で爆発事件が発生（5 名が負傷）したり，同月 14 日には，モスクワ市内のカフェで銃撃戦があり，2 名が死亡，8 名が負傷する事件が発生しました。また，2016 年 2 月 18 日，FSB は，モスクワ市郊外の集合住宅の一室で偽造旅券を製造していた 14 人が逮捕され，犯人の部屋では過激主義に関する書籍が発見されています。更に，同 5 月 4 日には，モスクワでテロを計画していた中央アジア出身者グループが逮捕され，大量の武器，爆発物，その他機材が押収されています。これらを踏まえれば，モスクワ市において，テロを含む事件が発生し，これに日本人が巻き込まれるおそれもあることから，十分な注意が必要です。

現下のウクライナ情勢や，石油価格の下落，ルーブルの下落により物価が上昇し，市民生活にも影響が生じ，今後景気後退による一般犯罪の増加や愛国主義の高揚による排外的機運の高まりにつながる可能性もあり注意していく必要があります。また，当局による大規模な不法移民や無許可タクシー，両替所の摘発が継続して行われています。

一般国民による反体制抗議運動は，集会法の罰則強化や NPO 外国エージェント法採択等により実施されにくい状況にはなっておりますが，2013 年 10 月，コーカサス系住民によるスラブ系男性殺人事件に端を発し，民族間の緊張が高まりモスクワ南部で騒乱が発生しました。また，モスクワ市内では，ウクライナ情勢に関する反戦集会や反政権活動家への判決に対する抗議集会等が断続的に開催されています。これらの活動はソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を通じて参加が呼びかけられ，参加者は数千人，数万人規模となる場合があります。現時点では，これらの活動は平穏に行われていますが，一部の無許可集会等の参加者が治安当局に逮捕されていますので，無用なトラブルを回避するためにもこれらの集会やデモには近づかず，万一遭遇した場合には直ちに現場から離れるよう留意してください。

また，2016 年 9 月 18 日には国家院（下院）選挙及び地方首長・議会選挙（含むチェチェン共和国）が行われます。現時点では，同選挙前後に混乱が生じるとの情報はありませんが，同期間中の政治的な動きや反体制派の動きには十分に注意する必要があります。

イ　ロシア中西部に位置するタタルスタン共和国では，2012 年 7 月，イスラム教指導者が自動車爆弾テロにより負傷する事件が発生しています。また，同年 8 月にも自動車爆弾テロにより 3 人が死亡しています。

ウ ボルゴグラード州では，2013 年 10 月，路線バスをねらった自爆テロが発生し，6 人が死亡，50 人以上が負傷しました。また，同年 12 月には，公共交通機関（鉄道駅，バス）をねらった自爆テロが連続して発生し，計 34 人が死亡，70 人以上が負傷しました。ボルゴグラード州では 2014 年に入ってから現在まで特段のテロ等は発生しておらず，比較的治安は安定していますが，2016 年 4 月 8 日，テロ活動を準備していた 5 人のイスラム過激派が拘束されており，シリアの ISIL への参加を呼びかけていましたので，渡航・滞在に当たっては十分に注意してください。

エ ソチでは，2010 年 11 月，ソチ駅隣のマツェスタ駅近くで爆発があり，負傷者はなかったものの，列車の運行が一時停止されました。ソチは，「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」の危険情報が発出されている北コーカサス地方と隣接しています。上記のとおり，同地方においてテロが相次いで発生していることを踏まえ，ソチへの渡航に当たっては，十分注意してください。

オ ロシアとウクライナとの国境付近では，現下のウクライナ情勢に伴い緊張が続いていることから，立ち入らないようにして下さい。2015 年にはロストフ州のドネツク市やノヴォシャフチンスク市では，砲撃が着弾し，死傷者がでていると報じられています。また，ウクライナと国境を接するロシア側の地域では，関係当局による旅券や査証，滞在通知等の確認が厳格に行われており，査証申請時の日程や場所が異なる旅行を行っている等の違反が認められた場合，長時間拘束される可能性がありますので注意してください。

カ ロシアは国境付近や軍事関連施設等外国人の立ち入りが制限されている場所がありますが，標識等が設置されていなかったり，ロシア語のみの表示であるため，気づかないうちに立ち入ってしまうことがあり得ます。知らない場所等を訪れる際には外国人の立ち入り制限区域がないかあらかじめ旅行会社や地元関係者等に確認し，立ち入りが制限されている場所には近づかないよう注意してください。

ついては，「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」が発出されている地域を除き，モスクワ市やサンクトペテルブルク市を含む，ロシア全土については危険情報「レベル1：十分注意してください。」を継続します。各都市に渡航・滞在を予定されている方は，渡航・滞在に当たって特別な注意が必要ですので，上記の事情を考慮し，不特定多数の人が集まる場所への訪問，公共交通機関の利用，不要不急の繁華街への外出をできるだけ控えてください。仮に，こうした場所に行く必要がある場合には周囲の状況に十分注意を払うとともに，万一に備えて，行動予定を家族や知人等に伝える等安全対策に十分心掛けてください。

3．渡航・滞在に当たっての注意

滞在中は，上記情勢及び下記の事項に十分留意して行動し，危険を避けるようにしてください。

（1）渡航者全般向けの注意事項

ア 在留届の提出義務のない 3 か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者など）についても，現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして，2014 年 7 月 1 日から，外務省海外旅行登録（「たびレジ」）の運用を開始しています（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/ ）。登録された方は，滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール，また，いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能ですので，ぜひ活用ください。

イ 治安面での注意事項

（ア）外国人をねらった犯罪としては，強盗やスリ，置き引き，詐欺といった金品奪取を目的とする事件が多発しているほか，外国人排斥を主張するグループ等による殺人，傷害事件も多発しており，主要都市では日本人を含むアジア人の被害者も出ています。犯罪手口の詳細等については《安全対策基礎データ（http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=178 ）》を御参照ください。

（イ）テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう，最新の関連情報の入手に努め，テロの標的となる可能性がある場所（政府関係施設（特に軍，治安機関など），公共交通機関，大型商業・遊興施設等）にはできる限り近づかない，大勢の人が集まる場所では警戒する，周囲の状況に注意を払う，夜間の一人歩きは極力避けるなど安全確保に十分注意を払ってください。また，テロ事件が発生した場合の対応策を再点検し，状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

(ウ)夏季には，オートバイにて，ハバロフスク～チタ～イルクーツク～ノヴォシビルスク等を経由した旅行等をする方がいますが，これまでにも，当該ルートでは，邦人が交通事故のみならず，強盗・殺人等の凶悪犯罪被害に遭った事例(2012 年 5 月ザバイカル地方にてオートバイによる単独旅行中の邦人がテントで就寝中にナイフで殺害された)もあり，特に単独での行動時に被害に遭うことが多いことから，無理のない旅行日程の計画は元より，安全なルートの選択，宿泊場所の選定につき十分慎重な検討をしてください。
(エ)最近，モスクワ市内や空港で無許可タクシー運転手による金品強奪事案や法外な額を請求される事例が頻発していますので，正規のタクシーの利用や鉄道等の利用をお勧めします。

(2)長期滞在者向けの注意事項
ア 現地に 3 か月以上滞在される方は，緊急時の連絡等に必要ですので，到着後遅滞なく在ロシア連邦日本国大使館又はロシア国内の各日本国総領事館に「在留届」を提出してください。また，住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はロシアを去る(一時的な旅行を除く。)ときは，必ずその旨を届け出てください。なお，在留届は在留届電子届出システム(ORR ネット，http://www.ezairyu.mofa.go.jp/)による登録をお勧めします。また，郵送，ファックスによっても届出を行うことができますので，その場合は滞在される場所の近くにある在ロシア連邦日本国大使館又は日本国総領事館に送付してください。

イ 外出の際には，身の周りの安全に十分注意してください。可能な限り夜間の外出は控える，外出の際は複数人で行動するなどして，犯罪に巻き込まれないようにしてください。また，携帯電話を携行するなど連絡手段を確保するようにしてください。

ウ 「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」の危険情報が発出されている地域に滞在されている方は，不測の事態に備え，食料，飲料水等を備蓄しておくとともに，旅券，貴重品，衣類等をいつでも持ち出せるよう準備しておき，さらに，退避手段等についても常時確認しておくようにしてください。

エ ロシアでは，軽微な行政法違反であっても複数回処分されると国外退去の上，その後数年間再入国ができなくなることがあります。ロシアの法令を遵守することはいうまでもありませんが，日頃の行動には十分注意してください。

4. 隣接するアゼルバイジャン，ウクライナ，カザフスタン，ジョージア，ベラルーシ，中国及び北朝鮮について，別途それぞれ「危険情報」を発出していますので，これらの情報にもご留意ください。

＝＝＝

在留邦人及び邦人旅行者の皆様へ 安全上のお知らせ 平成27年10月14日 在ロシア日本国大使館領事部

報道によれば，10月13日に，ISILはシリア領内への空爆を続けるロシアを攻撃し打倒するとの音声声明を発表した由です。

ロシアにおいては，これまでチェチェン紛争に関連したテロが多数発生してきました。2006 年 3 月，「テロリズム対策法」が成立し，連邦保安庁(FSB)を中心とした関係機関から構成される「国家反テロ委員会」が設立され，ロシア政府は，武装勢力の指導者を殺害する掃討作戦を継続するなど，テロ対策に一定の成果を上げていると見られますが，テロリストの活動を完全に阻止するには至っていない状況にあります。

シリアやチュニジアにおいて日本人が殺害されるテロ事件をはじめ、ISIL 等のイスラム過激派組織又はこれらの主張に影響を受けている者によるとみられるテロが世界各地で発生していることを踏まえれば，日本人，日本権益がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険があります。このような情勢を十分に認識し，誘拐，脅迫，テロ等の不測の事態に巻き込まれることがないよう，海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め，日頃から危機管理意識を持つとともに，状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心が

けてください。

＝＝＝

ロシア：ウクライナ東部国境付近での砲撃に伴う注意喚起（2014 年 07 月 25 日）

1．ウクライナ東部のドネツク州，ルハンスク州におけるウクライナ軍・治安機関と武装勢力間の衝突に伴い，これらの州と国境を接するロシア領内の国境検問所や税関付近等にも砲弾が着弾する事態がみられます。7 月 13 日には，ロシアのロストフ州にある民家が被弾し，民間人 1 人が死亡したことが報じられています。その後も同様の事件が散発しており，今後も注意が必要です。

2．つきましては，ウクライナ東部のドネツク州，ルハンスク州及びハルキフ州と国境を接するロシア国内の国境付近に渡航・滞在を予定している方は，不要不急の渡航を控えてください。既に滞在中の方は，国境検問所や税関等に近づかない，報道等から最新の情報を入手する，常に周囲の状況に注意を払うなど，不測の事態に巻き込まれないよう，十分な安全対策を講じるようにしてください。

3．ロシア及び隣国のウクライナについては，別途危険情報（ロシア：http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=178&infocode=2014T077 ，ウクライナ：http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?id=182&infocode=2014T075 ）が発出されていますので，あわせてご参照ください。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311 （内線）2902，2903

（外務省関連課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）

電話：（代表）03-3580-3311 （内線）5140

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

電話：（代表）03-3580-3311 （内線）3047

○海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/

http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp（携帯版）

（現地日本国大使館・総領事館連絡先）

○在ロシア連邦日本国大使館

住所：Grokholsky Pereulok 27, 129090, Moscow, Russia

電話：（市外局番 495）229-2550 又は 229-2551

国外からは（国番号 7）495-229-2550 又は 229-2551

ファックス：（市外局番 495）229-2555 又は 229-2556

国外からは（国番号 7）495-229-2555 又は 229-2556

ホームページ：http://www.ru.emb-japan.go.jp/japan/index.html

○在ウラジオストク日本国総領事館

住所:Ulitsa Verkhne-Portovaya 46, Vladivostok, Primorsky Krai, 690003, Russia

電話:(市外局番 4232)26-75-02 又は 26-75-13 又は 26-74-81

国外からは(国番号 7)4232-26-75-02 又は 26-75-13 又は 26-74-81

ファックス: (市外局番 4232)26-75-41 又は 620-121

国外からは(国番号 7)4232-26-75-41 又は 620-121

ホームページ:http://www.vladivostok.ru.emb-japan.go.jp/jap/index.html

○在サンクトペテルブルク日本国総領事館

住所:Nab. Reki Moiki 29, Sankt-Peterburg, 190000 Russia

電話: (市外局番 812) 314-1434 又は 314-1418

国外からは(国番号 7)812-314-1434 又は 314-1418

ファックス: (市外局番 812) 710-6970

国外からは(国番号 7)812-710-6970

ホームページ:http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm

○在ハバロフスク日本国総領事館

住所:Ulitsa Turgeneva 46, Khabarovsk, Khabarovsky krai, 680000, Russia

電話: (市外局番 4212) 413044 又は 413045 又は 413046

国外からは(国番号 7)4212-413044 又は 413045 又は 413046

ファックス: (市外局番 4212) 413047

国外からは(国番号 7)4212-413047

ホームページ:http://www.khabarovsk.ru.emb-japan.go.jp/j/

○在ユジノサハリンスク日本国総領事館

住所:Lenin St. 234, 5th Floor, Yuzhno-Sakhalinsk, Sakhalinskaya Oblast 693020, RUSSIA

電話:(市外局番 4242)72-60-55 又は 72-55-30

国外からは(国番号 7)4242-72-60-55 又は 72-55-30

ファックス: (市外局番 4242)72-55-31

国外からは(国番号 7)4242-72-55-31

ホームページ:http://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp/